

令和6年度（2024年度）第2回北海道子ども施策審議会子ども施策部会議事録

日 時：令和6年(2024年)8月22日(木) 15:30～17:15
場 所：道庁本庁舎地下1階危機管理センターB
出席者：別添「出席者名簿」のとおり
議 題：別添「次第」のとおり

≪開 会≫

【久保課長補佐】

ただいまから、令和6年度第2回北海道子ども施策審議会子ども施策部会を開催させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課課長補佐の久保と申します。よろしくお願いいたします。

今回も多くの方にご出席いただきたいことから、対面とオンラインを併用したハイブリッド方式で開催させていただきます。

開催にあたっての留意事項ですが、ご発言される場合には、毎回名前をおっしゃっていただいて、発言をいただきますよう、お願いいたします。

また、オンラインで出席されている委員におかれましては、ご発言されるとき以外はマイクをミュートにさせていただくようお願いしたいと思います。

それでは、開会にあたりまして、保健福祉部子ども政策局長の森から一言ご挨拶申し上げます。

【森子ども政策局長】

みなさん、こんにちは。子ども政策局長の森でございます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席を賜り、心から感謝を申し上げます。本当にもうありがとうございます。

前回の部会5月に開催させていただきましたけれども、委員の皆様より、特に子どもや若者の意見の聴取や反映に関する取組について、たくさんのご意見をいただきました。

この件につきましては、現在進行しております事業の運営に早速反映をさせていただいております。

本日は、第四期北の大地・子ども未来づくり北海道計画の評価や、条例及び次期計画の大枠となる骨子案たたき台についてのご審議をお願いいたします。

本日、ご審議いただく内容は、今後におけるより具体的な検討を進める上で大変重要なものとなりますことから、委員の皆様方にはそれぞれの立場から、忌憚のないご意見をいただ

きますようお願い申し上げます、簡単でございますけれども、開会の挨拶とさせていただきます。
本日はどうぞよろしくお願いいたします。

《部会成立宣言》

【久保課長補佐】

続きまして、本日の委員の出席状況についてご報告させていただきます。

北海道小学校校長会の高梨委員から、急遽、所用により欠席となる旨ご連絡をいただいております。

本日は部会委員総数9名のうち、本会場に出席していただいております7名の委員とオンラインで1名の委員の参加をいただいております、8名の委員のご出席をいただいておりますことから、北海道こども施策審議会こども施策部会設置要綱第5条の規定に基づき、部会委員の2分の1の出席を満たしておりますことから、本部会が成立していることをご報告申し上げます。

また、本年5月に開催いたしました、第1回審議会やこども施策部会において、部会への若者の参画について、ご意見をいただいたところでございます。

この度、新たに、公募により1名の委員を任命しております、審議会の川田会長の方からのご指名により、本部会委員として所属していただくことになりましたので、ご紹介させていただきます。一般公募の高木翔成委員でございます。

《委員紹介》

【高木委員】

はじめまして。高木翔成と申します。

今、北海道大学の医学部の3年生です。そして、将来は小児科医や、精神科医も考えて勉強中です。

今は寂しい高齢者のもとに学生が行って、スマホを教えたりするという学生団体 wacco というのをやっております、そういうことをやっているうちに、高齢者の生きがいというのは、こどもとか若者とのつながりなんじゃないかと考えて、今は学生寮のリビングを使ってこども食堂とかも開催しています。

今後は、こどもが過ごしやすいつか、寂しい高齢者がいなくなるような日本にしていきたいなと思っていて、今回、この審議会に参加して勉強していきたいと思っています。よろしく申し上げます。

【久保課長補佐】

よろしくお願ひいたします。

なお、本日まで出席の委員及び事務局側の参加者につきましては、お手元にあります出席者名簿及び事務局等出席者名簿をご確認いただきますようお願いいたします。

続きまして、本日の配付資料について確認させていただきます。

本日の配付資料ですが、会議次第、出席者名簿、事務局等出席者名簿、審議事項の資料といたしまして、次第の下段に記載しております、資料1から資料6、最後に参考資料となっております。お手元に配付漏れ等ございましたら、お知らせいただきたいと思います。

ここでお知らせがございます。本日の審議事項1、第四期子ども未来づくり北海道計画の評価についてでございますが、本部会でご審議いただいた後、いただいたご意見を踏まえまして、青少年健全育成基本計画、貧困対策推進計画の評価と併せまして、こども施策審議会を书面開催させていただき、各計画の評価についてご審議いただきたいと思いますのでご報告させていただきます。

本日の会議になりますが、概ね17時30分の終了を予定しております。

それでは、これ以降の議事進行につきましては川田会長をお願いしたいと思います

《 審議事項 》

【川田部会長】

改めまして皆さん、よろしくお願ひいたします。

オンラインですけれども、高木委員もよろしくお願ひいたします。

それでは早速ですが、審議事項1「第四期北の大地・子ども未来づくり北海道計画の評価について」事務局から説明をお願いいたします。

【三和政策企画係長】

子ども政策企画課の三和と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、審議事項1「第四期北の大地・子ども未来づくり北海道計画の評価」について、座って説明させていただきます。

お手元がございます、又は画面に表示しております、資料1の1ページ目をご覧ください。

一番左に記載のございます「子どもや子育てをみんなで応援する」から2ページ目の「子育てや自立を支援する」まで、4つのステージごとの施策目標と取組を掲載しております。

次のページをご覧ください。第四期計画では、資料中段に記載のございますとおり「結婚や出産を望む全ての人々の希望がかなえられ、子どもたちが幸せに育つことのできる地域社会の実現」を基本目標として各般の施策に取り組んでおりまして、この基本目標の達成に向けて、令和2年度から令和6年度までの計画期間内におきまして、「安心して子どもを育てられる環境の向上」を図りますとともに「出生率を全国平均まで引き上げる」ことの2つ

を目標に設定しました。

令和5年度の達成状況は、「安心して子どもを育てられる環境の向上」では、平成30年度の54.4%から57.2%と目標を達成しましたが、「出生率を全国平均まで引き上げる」につきましては、令和5年度の概数ではございますが、全国1.20に対しまして、道1.06と全国を下回っていることに加え、全国同様に平成30年度から低下している状況にありますことから、引き続き、各般の施策に取り組んでいく必要がございます。次のページをご覧ください。

ここからは、4つのステージごとに、主な施策の取組状況や、その効果や課題についてご説明いたします。

はじめに「Ⅰ 子どもや子育てをみんなで応援するステージ」です。

「1 主な施策の取組状況」ですが、「結婚支援、妊娠・出産、子育てに関する情報提供」として、婚活者向け相談会や結婚応援フォーラム、オンライン婚活イベントを実施してきましたほか、結婚・妊娠・出産・育児総合ポータルサイトを運営してまいりました。

丸の3つ目「次世代教育の推進」では、大学生や高校生等を対象に、自己の将来を考える機会を提供するため、出前講座を開催し、次の世代の親となる若年者に対する意識啓発の取組の充実を図りました。

一番下の丸、「生活環境の整備」では、子ども・子育てにやさしい社会づくりのため、妊娠中の方や子ども連れの方に優先案内を行うなどの配慮を行う「こどもファスト・トラック」の取組を全ての道立施設で実施しております。

資料下段から次のページにかけて、枠線内に記載してございます「取組実績」を踏まえ、**「2 効果・課題」**についてですが、次世代教育のための出前講座実施数は令和5年度時点において、進捗率は98%を超えており、令和6年度における取組によりまして、目標を達成できる見込みとなっているほか、男性の育児休業制度取得率は、目標の12%を大きく上回り、29.4%となっております。

「施策の効果」としましては、出前講座により、若者がライフデザインを考えるきっかけづくりに資することができましたほか、子育てに配慮した住宅の供給促進や男性の育児休業制度取得率の向上など、生活環境の整備が図られました。

資料下段の「課題」ですが、「こどもファスト・トラック」の実施などによりまして、子ども・子育てにやさしい社会に向けた、社会全体の気運の醸成を図るほか、オンライン婚活など、婚姻率の向上に取り組む必要があります。次のページをご覧ください。

次に「Ⅱ 妊娠や出産を支援するステージ」です。

「主な施策の取組状況」ですが、「妊娠・出産に関する支援体制の整備」として、分娩可能な産科医療機関が身近な地域にない妊産婦に対しまして、経済的負担や不安軽減のため、妊婦健診・出産に要する交通費等の助成を行いましたほか、出産後の不安や悩みなどの早期解消を図るため、市町村への妊産婦の相談支援や産後ケア事業の実施を促進してまいりました。

「医療提供体制の整備や医療費負担等の軽減」としましては、産婦人科医の確保や周産期

医療関係者への研修を実施しましたほか、不妊治療や不育症に関する医療費の一部を助成してまいりました。次のページをご覧ください。

子育て世代包括支援センター及び産後ケア事業実施市町村数につきましては、市町村に設置や事業実施について働きかけるなどによりまして、目標を達成できる見込みです。

「施策の効果」としましては、丸の4つ目に記載のございますとおり、不妊症や不育症に悩み、治療を望む方に対しまして、専門的な医療相談や不妊・不育治療経験者等によるピア・サポートを行いますとともに、治療費の助成を行うことによりまして、心理的・経済的な負担の軽減が図られております。

「課題」ですが、子どもを持つことを希望しながら子どもに恵まれない方の心の悩みに対応する相談体制の充実や、特定不妊治療費負担軽減に係る国の助成制度の拡充、医療保険適用範囲の拡大等、安定的な制度運用と充実が必要です。次のページをご覧ください。

次に「Ⅲ 子育てを支援するステージ」です。

「主な施策の取組状況」ですが、「幼児教育、保育環境の整備」として、子ども・子育て支援事業計画に基づく計画的な環境整備や、サービス提供体制の確保を図るため、市町村への支援を実施してまいりました。

丸の4つ目「児童虐待防止対策の推進」としましては、児童相談所における職員の増員や研修等の充実による職員の資質向上に取り組むとともに、児童福祉に精通する医師や弁護士を配置することによりまして、児童相談所の体制及び機能の強化を図ってきたところでございます。次のページをご覧ください。

「2 効果・課題」の「目標の達成見込」ですが、子ども・子育て支援事業計画に基づく計画的な整備・サービス提供体制の確保を図るため、市町村支援に取り組み、認定こども園の整備数が目標を上回っている一方で、待機児童の解消につきましては、令和5年度時点でゼロという目標は達成できておりません。

「施策の効果」としましては、保育教諭、幼稚園教諭や保育士に対する各種研修により、資質の向上が図られましたほか、貸付事業や保育士等キャリアアップ研修等によりまして、教育・保育を支える人材の確保に向けた取組が進んでおります。

「課題」ですが、待機児童解消に向けまして、引き続き、市町村と連携しながら、地域ニーズに即した計画的な保育所、認定こども園等の整備や、子育て世代の多様な保育・子育てニーズを受け止めるためのサービス提供体制の確保が必要です。次のページをご覧ください。

最後に「子育てや自立を支援するステージ」です。

「主な施策の取組状況」ですが、「子どもの権利及び利益の尊重」として、こども向けパブリックコメントの試行により、道の施策へこどもの意見を反映させるための取組を実施しましたほか、意見表明支援員の派遣など、一時保護児童等の意見表明支援体制の強化を図ってまいりました。

「社会的養育を必要とする子どもへの支援の充実」としましては、児童養護施設等の退所児

童に対しまして、進学や就職のための準備費用を支給するなど、児童の自立を促進しましたほか、相談対応や生活費等の支給などによりまして、自立を支援してまいりました。次のページをご覧ください。

「目標の達成見込」ですが、グローバル人材の育成に取り組む学校の割合につきましては、目標を達成できましたが、食育推進計画を策定している市町村数や体験的な学習活動を経験した生徒の割合の目標は令和5年度時点で達成できておりません。

「施策の効果」としましては、パブリックコメントによる、子どもの意見募集に取り組みましたほか、意見表明支援員の派遣など一時保護児童等の意見表明支援体制の強化を図るなど、子どもの権利の尊重が促進されました。

また、児童養護施設等退所児童に対し、進学のための貸付制度の活用促進や、就職・進学に向けた就職支度費、大学進学等自立生活支援費を支給することによりまして、子どもの円滑な自立につながっております。

「課題」ですが、子どもの意見を適切に施策に反映する仕組みにつきまして、さらに効果的な手法を検討する必要がありますほか、児童養護施設等退所児童の相談対応や情報提供等のアフターケアに引き続き、取り組む必要があります。

以上が「北の大地・子ども未来づくり北海道計画」令和2年度から令和5年度の評価となります。

これらの評価を踏まえまして、道こども計画の策定を進めてまいりたいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。私からの説明は以上です。

【川田部会長】

ありがとうございました。それでは、ただいま第四期計画の評価について説明いただきましたが、本評価を踏まえ、次期計画を策定していくということにつきまして、何かご意見等ございませんでしょうか。

オンラインの高木委員も意見ありましたら、マイクミュートを外して、お声を出してください。田中委員お願いします。

【田中委員】

連合北海道女性委員会の田中です。よろしくお願いします。2ページ。記載されなくてもいいんですが、踏まえていただきたいなということが2点あります。

ひとつ目は男性の育休の目標を上回っているということなんですけれども、違う会でも話をしているんですが育休を1日とってもカウントされてしまうということで、もうそろそろ、日数を長く取るというか、やはり、子どもが生まれてちょうど2歳ぐらいになるのが一番大変な時期かなと思いますので、そういう目標も是非、組み込んでいただけたらよろしいかなと思います。

もうひとつは、保育園、待機児童のことなんですけれども、私達連合の女性委員会も調査と

かしているんですけれども、一番、なかなか待機児童が減らないというひとつに、保育士不足がすごくありまして、保育士さんたちの労働環境があまりよろしくないということ。安い賃金で休みなく働いているという実態があります。

夏休み冬休みにお子さんを預かるっていうことは、保育士さんたちも休みがないということで、そういう面で辞められる方、長く続けられない方が多いという話も聞いていますので、是非、そういうところもあの表に出ないとしても、踏まえていただいで考えていただけたらと思います。以上です。

【川田部会長】

ありがとうございます。ただいまの点はどうですか。ご返答があれば。

【中村子ども成育支援担当課長】

子ども成育支援担当課長の中村と申します。よろしく申し上げます。

保育所の待機児童等のお話がありましたけれども、保育士確保というのは計画の指標では出てきていないんですけれども、待機児童がなかなかゼロにはならないというところで、状況としては、受け皿、施設的にはだいぶ確保されてきました。計画に沿った形で、認定こども園も整備されてきています。

今、お話のあったとおり、保育士確保、人材確保というところが大きな課題というふうに思っておりまして、待機児童発生の要因を見ますと、人材が確保できなくて、定員までの受け入れができないというような状況にもあるところです。

道といたしましても、次の計画策定に向けて検討していきますが、保育士確保、人材の確保が大変重要だというふうに考えておりまして、こども誰でも通園制度、それから保育士の配置基準の見直しがされたところで、ますます保育士不足に拍車がかかるんじゃないかと思っておりますので、次期計画にもしっかり反映できるように検討していきたいと思っております。

【川田部会長】

ありがとうございます。評価のこの課題の中に、今のお話とか育休のイエスノーだけではなくて日数など、そのあたりの文言を足していく可能性はいかがなんでしょう。

【久保課長補佐】

いただいたご意見を踏まえまして、追加等検討させていただきたいと思っております。

【川田部会長】

すみません、私からちょっと関連して。ひとつ目の育休取得率の話は本当にそのとおりだと思っております、同時に支援という観点からすると、育休を長期にとられるお父さんも

増えているんですけども、同時に父親の産前・産後うつの増加傾向も指摘されています。これについては国立成育医療センターの調査も行われています。ですので、単に日数増やしましょう、お父さん頑張るとかいうだけではなくて、家族の子育てを全体として支援していくビジョンっていうのが、併せてないと、大変な人を替えていくだけになってしまうということですよ。

同時に大変な人を替えていってしまうっていうのが、保育士を大変にしているってことになるわけですよ。家庭の子育てを支える保育士を大変にしていくっていう構造があって、おっしゃったとおりなんですけれど、実は今年のデータで北海道内の養成校の保育士養成の学校の定員の充足率が58%まで落ちています。

なので、18歳の保育士確保という前に、保育士を考えている高校生とか中学生がかなり激減しているという状況がありますので、資格を取ってから後という話でもなくなってきておりますので、そういう意味でも若者たちのキャリア、将来のビジョンということも含めて全部サイクルでつながっていますので、その辺りも少し意識できると次期計画としてはいいのではないかなと所感でした。

ほかにはいかがでしょうか。第四期計画。明石委員お願いします。

【明石委員】

株式会社MamaLadyの明石です。よろしく申し上げます。私も男性の育児休業制度取得率のところでコメントだったんですけども、目標の12%を大きく上回ったというところで数値、素晴らしいなと思って見ていたんですけども、今、私達のところでママ会員が4000名ほどいるんですが、先日アンケート調査をしたところ、お父さんの育児休暇で大変なところが増えたというアンケート結果が多くてですね、こういった育児休暇の取得率という数字と一緒に家族としてこの取得を行ったことによって、本当に育児負担は軽くなったのかっていうところを数値として取る必要があるんじゃないかなと個人的には思うんですけども、パパが育児休暇をとって、そして、ご家庭にいてくれることによって果たしてママは本当に楽になったのかっていうところを追っていけるというのではないかなと思います。以上です。

【川田部会長】

ありがとうございます。これは何でしょう。評価の中に入れるのは難しいかもしれないんですけども、次の課題としてはあり得ます。ちゃんと取らなければいけないアウトカムのひとつとして、全体として、家庭の育児の幸福感というか、そういうものが上がっていることに繋がっているのってあたりですよ。少しトータルに見渡していくようなことが必要なかもしれません。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。高木委員お願いします。

【高木委員】

はい。感想としては、沖縄は出生率が高いっていうのは知っていて、何となく北海道は島だし、田舎が多いし、出生率高いのかなと思ったんですけど、けっこう全国平均より低いということにすごい驚きました。

それで、北海道ならではの理由、原因というのはどうなのか教えていただけたら嬉しいです。

【川田部会長】

どうでしょうか。見解をお願いします。

【工藤子ども政策企画課長】

ありがとうございます。子ども政策企画課長の工藤でございます。おっしゃるとおり、北海道の出生率は全国と比較しても厳しい状況にあるというところではございますが、なかなか、この合計特殊出生率が低い要因というのは、様々な要因、雇用環境、生活環境、労働環境ですとか、経済的なものも含め、それを子育てに至るまでの環境ですとか、様々な要因が複雑に絡み合って、今の合計特殊出生率というものになっているんだろうと思います。

具体的に、これが明確な原因というものが今の時点でははっきりしていないというところもあって、そういうものが、もしあれば、そこに直接的に手を打つということもできるんですけども、なかなか難しいところもあるのかなと思っているところであります。

一方で、他の調査等々を見ますと、北海道の中では、その地域のコミュニティの関係、価値観であるとか、男女の古くからの考え方が残っていて、地域では若い女性は地域に残るのがどうしても負担になって都会の方に憧れもあり、都会の方に行かれて、また戻ってこないという傾向もあるんじゃないかというような分析もあるところではございますが、いずれにしても、北海道として、明確な他県と比較して、低いという要因というのが、これだということでは難しいといったところがあるというところではございます。

明確なお答えにならなくて大変恐縮ではありますけれども、現状としてはこのようなことかなと思っております。

【川田部会長】

ありがとうございます。高木委員どうですか。高木委員の視点で何か思うところはあるですか。

【高木委員】

今、北大に行っているんですけど、医学的には22歳が女性の妊娠適齢期と言われてい

みんないく時代なので、そこで出産っていうのは少ないだろうなとは思いますが。

周りでも、すぐに20代前半で子どもを考えている人は全くいないと思います。

【川田部会長】

ありがとうございます。そろそろ時間ですかね。もしなければ。よろしいですか。皆さんありがとうございました。

では、続きまして審議事項(2)「(仮称)北海道子ども基本条例及び道子ども計画に係る骨子案のたたき台について」事務局から説明をお願いいたします。

【久保課長補佐】

それでは、私の方から資料2から資料5までに基づいて、「(仮称)北海道子ども基本条例及び道子ども計画に係る骨子案のたたき台について」ご説明させていただきます。

資料の2になります。「(仮称)北海道子ども基本条例検討にあたってのポイント」になります。

検討の背景になりますが、本年5月に開催いたしました、第1回目の本部会でもご説明させていただいた内容と重複いたしますが、改めて考え方等についてご説明させていただきますと思います。

国では昨年4月に子ども基本法を施行するとともに、子ども家庭庁を発足。同年12月には子ども大綱を策定しております。こうした国の状況を踏まえまして、道におきまして、子ども基本法の目的や、子どもの権利擁護などの基本理念を、子ども政策の中心に据え、本道の全ての子どもたちが、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を実現するために法の目的や、趣旨を踏まえた新条例の制定を検討することとしたところであります。

次に、対応の基本的な考え方についてでございます。平成16年に制定した、現行の少子化対策推進条例は、少子化対策を総合的に推進することを目的としておりまして、子どもの権利擁護を基本理念として、子ども施策を総合的に推進することを目的としました。子ども基本法の趣旨を踏まえまして、(仮称)北海道子ども基本条例の制定について検討を行うこととしたところでございます。

また、新たな条例との整合性を図りながら、現行の少子化対策推進条例の見直し等についても、併せて検討していきたいと考えております。次のページになります。

北海道子ども基本条例骨子案たたき台になります。北海道子ども基本条例に規定する項目についてですね、一番左側に子ども基本法の目的や、基本理念等の柱立てを記載しております。真ん中の部分になりますが、新たな条例について、同じく、目的、基本理念、基本施策などについて記載しておりまして、一番右側にありますが、各項目の考え方について、記載している資料となっております。

真ん中の赤字になっている部分が法に規定がない項目となっております。道のこれまでの条例や施策、他県の条例等を勘案して、道として規定したいと思っておりますのでござ

います。

まず、新条例の目的になりますが、法の規定等を踏まえまして、全ての子ども若者の権利擁護が図られ、幸福な生活を送ることのできる北海道の実現や、子ども施策を総合的に推進することを目的としたいと考えているところでございます。

次に基本理念になりますが、法の基本理念を踏まえまして、「差別の禁止」や、「意見の尊重」、「最善の利益」など、子ども権利条約の4原則について盛り込むほか、関係機関等が「社会全体で子どもを支える取組を推進することについて」としたいと考えているところでございます。

次、「責務等」についてでございますが、道の責務のほか、事業者、道民の役割に加えまして、保護者、学校関係者、子ども・子育て支援団体の役割について、それぞれの責任について条例の中で明確にしていきたいと考えているところでございます。

次に、「基本的施策」についてになります。子ども基本法第10条に規定されております「都道府県子ども計画」や「子どもの意見反映」など、法の内容を踏まえまして、基本的施策に盛り込みたいと考えているほか、法の基本理念にあります、「多様な社会的活動に参加する機会の確保」について明確にするため、「子どもの社会参加」や、「子どもの権利の周知・擁護」につきましては、法の趣旨や条例の基本理念を踏まえまして、条例等の周知や、子どもの権利を守るための取組のほかですね、国の指針を踏まえまして、子どもが安全で安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりなどについて、基本的施策の中で盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

次のページにつきましては、子ども基本法の施行後に条例を制定した徳島県と新潟県との比較になっております。2県ともに「子どもの権利」や「居場所づくり」など法に規定がない項目について規定されているところでございます。

次になりますが、資料3「道子ども計画策定にあたってのポイント」になります。昨年4月に施行された子ども基本法において、「都道府県子ども計画」の策定が努力義務とされたところでございます。

次に、子ども計画が子ども基本法に規定された背景としまして、「子ども施策を全体として統一的に横串を刺す」、「住民にとってわかりやすいものとする」、「事務負担の軽減」など、そういった観点から子ども計画が規定されているところでございます。

本年5月に示されたガイドラインでは、子ども計画の目的は、「全ての子ども若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」を実現していくとされています。

次に、国の見解になりますが、計画の策定にあたっては、④にあります、「子ども大綱を網羅的に勘案したもの」などの5つの項目を遵守するように示されているところでございます。

資料下段には、国の三つの大綱を一元化した、子ども大綱を勘案し、道の子ども関連3計画を統合し、次期計画を都道府県子ども計画として策定するイメージについて記載しております。

次のページをご覧ください。ライフステージのポイントについて整理しております。資料の上から順に現行の3計画のライフステージと主な取組について記載しています。

次期計画につきましては、赤枠内の記載のとおり、こども大綱を網羅的に勘案し、大綱同様、「こどもの誕生前から幼児期まで」、「学童期・思春期」、「青年期」の3つのライフステージで構成したいと考えております。

次のページになります。施策体系の検討資料になります。資料4「次期計画骨子案たたき台」、この2枚を並べてご覧いただければと思います。

まず、横番の資料にはこども大綱に掲載されている、こども施策に関する「基本的な方針」や、「ライフステージを通した重要事項」などを記載しており、それぞれの項目内の英数字が次のページ、資料4の次期骨子案たたき台と紐付けられているところでございます。

「次期骨子案たたき台」の左側に記載しております、「全てのこども若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」、すなわち、「こどもまんなか社会」の実現を次期計画の目標とし、その隣に記載があります1から6までの6つの基本方針を施策の柱としまして、主な取組の方向性に沿った各般の施策を展開していきたいと考えているところでございます。

「主な取組の方向性」につきましては、横版の資料になりますが、こども大綱の「ライフステージを通した重要事項」、「ライフステージ別の重要事項」、「子育て当事者への支援に関する重要事項」などを網羅的に勘案し、策定することとしております。

最後に、資料5になります。条例及び計画の策定にあたり、今後、本日開催の本部会で審議いただいたほか、他の部会での審議を踏まえまして、骨子案について9月9日開催予定であります、令和6年第3回定例道議会において、報告を予定しているところでございます。

その後、10月下旬から11月上旬で、日程調整させていただいておりました、第3回目の本こども施策部会の方で、素案たたき台を審議していただき、11月下旬開催予定の第4回定例道議会で素案をご報告し、パブリックコメントを実施しまして、令和7年1月中旬には第4回目となります、本こども施策部会を開催いたしまして、条例・計画案のたたき台を審議いただきたいと考えているところでございます。

1月下旬には、親会であります第2回こども施策審議会で審議いただいた上で、2月中旬開催予定の令和7年第1回定例道議会において、条例案の提案及び計画案についてご報告をさせていただきます。

新たな条例と道こども計画の策定に関するご説明については、簡単でございますが、以上となります。

条例や計画の骨子案につきまして、修正や追加とか必要な事項、また、今後、計画の素案を策定するにあたり、計画に盛り込むべき取組などについて、ご意見賜りたいと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【川田部会長】

ありがとうございました。

それでは、今ご説明いただきました、新たな条例やこども計画につきまして、修正や追加すべき事項などご意見、ご質問をいただきたいと思います。

今日ここが一番大事なところでありまして、少し時間をかけて皆さんからご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。どこからでも。事務局からありますか。追加で。

【久保課長補佐】

ご意見をいただきたいポイントといたしまして、委員の皆様には議論のポイントを資料にしたものをお配りさせていただいております。

条例につきましては、先ほどご説明した、基本理念や責務、基本的施策など、その内容について修正等、ここには書いてないんですが、必要な項目につきましてもご意見をいただければと思います。

また、計画の方につきましても、基本方針としまして、こども大綱に記載があります、各項目や取組の方向性として、ライフステージを通じた重要事項など重要事項を規定するとしておりますが、そのほか、今後、計画を策定していく上で必要だと思われる取組などについて、ご意見をいただければと思います。

【川田部会長】

ありがとうございました。今おっしゃっていただいたポイントっていうのは、ポイントっていう資料3を見たらいいという話ですか。

【工藤子ども政策企画課長】

参考資料の一番下です。

【川田部会長】

ありがとうございました。

「ご意見をいただきたいポイント」ふたつありますね。条例と計画。まず条例の方からいきましょう。条例に基づいて計画ができるわけですね。まず条例ですね。大きくは3つ。「基本理念」、「責務・役割」と「基本的施策」というところに関わって、ポイントを整理させていただいております。

一番上、「基本理念」が事務局案としては4原則、保護者、学校関係者、事業者こども・子育て支援団体などが相互に連携し、社会全体でこどもを支えるための取組の推進を規定。ここはあれですか、これらのステークホルダーというか、このところですか。ポイントは、国よりもちょっといろいろ付いている。その「責務・役割」っていうところについては、

道、事業者、道民、加えて保護者の役割、学校関係者等の役割、こども・子育て支援団体の役割を明確にするためということで。書類がいっぱいで。

【堤子育て支援担当局長】

資料2です。

【川田部会長】

資料2の「責務等」というところですか。

【森子ども政策局長】

そうですね。

【川田部会長】

そうすると、「基本理念」というところについては、社会全体でということ、「責務・役割」のところに、これらの何かカテゴリーだとか、明確に規定というあたりはどうかということですかね。

「基本的施策」については、「こどもの社会参加」、それから「周知・擁護」については、こどもの権利救済に向けた取組についての規定ですね。例えば、救済機関の設置。又は既存相談窓口を活用・周知。

また、こどもの居場所づくりについての推進ですね。赤字になっているんですね。

まず、条例の事務局の方から挙げていただいているポイントについて、それぞれの委員の皆さんのご視点からいかがでしょうか。

【工藤子ども政策企画課長】

いいですか。

【川田部会長】

はい。工藤さんお願いします。

【工藤子ども政策企画課長】

すいません。工藤でございます。補足といいましょうか。今回、お示ししているのは骨子案ということで、条例も計画もそうなんです、いわゆる「柱立て」でございます。

このあとの手順といたしましては、本日は、この柱立ての中に、「こういう柱が必要じゃないか」というようなご意見をいただきたいと思っておりますし、このあと、先ほど今後のスケジュールでもご説明させていただきましたが、素案という形を作っていくことになります。

素案の中では、さらにこの具体的な内容を書き込んでいくこととなりますので、一点としてはこの骨子案、柱立ての項目として「こういう柱が必要ではないか」というような、もしご意見があれば、いただきたいということと、さらに今後に向けて、例えば、この柱であれば、「こういう取組なんかが道の計画なりに必要ではないか」のようなご意見もいただけますと、今後、我々が作業を進めていく上で、非常に参考となるかなと思っておりますので、そういった観点でも、ご意見ございましたらいただければと思っておりますのでございます。

【川田部会長】

ありがとうございます。今日は柱立てのところですね。なので、ちょっと大きなところで柱がちょっと立っていないではないかというところがあるかどうかということですね。よろしいですか。

【久保課長補佐】

よろしいですか。

【川田部会長】

はい。

【久保課長補佐】

すいません。条例の方で、ご意見をいただきたいポイントとしてお配りしておりますが、「基本的施策」の中で、「こどもの権利の周知・擁護」の項目につきまして、こどもの権利の救済に向けた取組としまして、他県の状況で見ますと、救済機関設置や、既存窓口の活用など、それぞれの条例で規定されているところがございますので、そういった部分につきましてもご意見をいただければと思います。

【川田部会長】

はい。今の画面共有されている資料ですね。参考資料の白黒のこの縦の。ここに他県のこどもの権利救済に関する委員会、機関などの設置についての前例というか。

【工藤子ども政策企画課長】

すいません。度々の補足で大変恐縮です。今回、お示しました骨子案たたき台の中に、こどもの権利擁護というところ赤字で記載をしておりますけれども、これは国の法律にはここまで記載されていないところではあるんですが、道としては、やはり、今回の法律、またはこれから作ろうとしている条例というのは、こどもの権利を守る取組といいましようか、その趣旨のもとに条例を作ろうと思っておりますので、そうした中でやはりこのこども

の権利擁護という項目、柱が必要なのではないかなと考えて道としてはこの条例として入れたらどうかかなと思っているところでございます。

まずひとつ、その点についてご意見をいただきたいなということと、今後、これを具体的に検討していくにあたって、では、どのような取組の仕方が必要か。この権利擁護については、どのような取組を進めることが、観点として重要かというようなご意見もありましたら、いただければ大変参考になります。

【川田部会長】

ありがとうございました。だんだん具体的に絞られてまいりました。山田委員どうですか。

【山田委員】

山田でございます。この権利擁護の取組として、具体的に救済機関の設置を検討されているということだったんですけれども、もう少し、私も今、他県の条例を読んでいたところだったんですけれども、具体的にどういう機関を他県が設置をしていて、道として、どういう機関の設置がありうるのかという。今検討されて状況を伺えればと思いました。すごくいい取組ではあると思うので、もう少し紹介いただければと思います。お願いいたします。

【久保課長補佐】

他県の状況につきまして、参考資料でお付けしていますが、他県における権利擁護の救済ということで、権利擁護委員会等を設置している県もございます。そのほかに、既存の法務局等の人権侵害相談窓口を周知する内容の対応について、規定されている条例等もございまして、北海道としましては、他県の状況も参考にしながら、今後どうしていくか検討していきたいなと考えているところございまして、検討している段階でございます。

【山田委員】

ありがとうございます。

私も個々の市町村の具体的な取組について詳しくないのですが、例えば札幌市ですと、子どもアシストセンターという機関がございまして、このアシストセンターは裁判のように本当に損害賠償を求めるとか、そういったシビアな局面ではなく、個々の学校の中でのトラブルを第三者的な関わりがなければ、ちょっと、うまく調整できないときに、ソフトに介入をして、お子さんや保護者と学校がより良い解決を出していく助けをするというような、ちょっとフワツとした理解で受け止めているんですけれども、そのような機関が、各市町村で整備されているとは限らないと思いますので、道として、そのような受け皿があるということは、非常にトラブルを抱えた場合に、当事者の助けになるのではないかなというふうに思いました。

是非、それは具体的な体制を道として、整備していただければなというふうに思います。

私も具体的なこういう提案がっていうのがあるわけではないんです。アシストセンターの取組は耳にしていまして、弁護士も参画をして、非常に良い制度であるというふうに聞いておりましたので、是非、参考にしていただいて、そのような取組をしていただければなと思いました。以上です。

【森子ども政策局長】

ありがとうございます。森でございます。私どもは今回この条例を作るに当たりまして、ここがやはり非常に重要なポイントになるだろうと思ひまして、札幌市のこどもアシストセンターさんにも、行かせていただきました。

実際、アシストセンターの救済と言いますと、もう全てが裁判のように白黒をしっかりとつけていくというようなイメージで私も行ったんですけども、実際のところは、子育てをしながら、ご家庭の中でも、例えば、お父さんの考え方、こどもの考え方、お母さんの考え方、兄弟の考え方がみんな違って、本当にこどもが望んでいること、こどもが適当と思っていることが「何だろう」ということを、まずはきちんと聴いてあげる。こどもの声も聴いてあげる。そういう取組をきちんとしていくんです。というようなこととお話を伺っていました。

その中で、結果的には大きな紛争というようなことではなくて、みんなの意見をしっかりと聴き合うと、おのずといい方法が見えてくる。そして、その中で、こどものより良い取組を関係する例えば学校での問題だとすれば、そのことを先生にお話したら、解決策がおのずと出てくるというようなことがありますよ。というふうにお話を聞きました。そうするとですね、本当にご家庭により身近なところが、相談機関でないと、なかなかオール北海道。この広域な北海道で例えば根室で、そういった事案が発生していました。その方たちに直接お話を聴いて、こどもにもわかるようにお話を聴くのが、北海道として果たしてできるだろうか。ということ、少し疑問に思っているところです。

そうすると、こういう救済という考え方について、広くこどもたちに関わる自治体ですか、関係する機関にお知らせをしていく、お示しをしていった中で、各地域、地域でそういった取組を進めていただく、そういったことが、もしかしたら道の役割として、まずは取り組めるところになるのではないかというようなことも考えておりますし、他にも今も十分ではないかもしれませんが、それぞれの機関がこどもたちの権利を守ろうとして、こどもたちのその救済措置ということは取り組んでいるはずですので、そこをむしろもっと、こどもたちに知っていただく、あるいはご家庭に知っていただくというような取組も北海道としてできることではないかというようなことも考えているところです。

ただ、まだ全くのたたき台ですので、是非、ご意見をいただければと思っております。

【川田部会長】

ちなみに、札幌のアシストセンターは年間にどのくらいの件数があがってきているという話がありましたか。

【森子ども政策局長】

2000 件。かなりの数です。あるんですよ。こどもからの LINE 相談ですと 1788 件、これが令和 4 年度の実績ですね。

【川田部会長】

LINE 相談みたいな窓口だと何か道がやることができるかもしれないですよ。

【森子ども政策局長】

そうですね。

【川田部会長】

逆に地域の中で起こった、ある種の小さい葛藤を地域の中でとか、家族の中でとか、でも全部ツーカーになってしまっているの、むしろ言いにくいっていうのもありますよね。だから、匿名性が互いに担保されたような状態の方が、ちょっと吐き出しやすいとか、そういうことは 1 次予防的なところですかね。個人、少し声を発するチャンネルを作っておくっていうのは、むしろ SNS とかの方が良い場合もあるかもしれないですね。

その辺の何か、骨子の後にその具体的な中身っていうところについては、次もう 1 回あるんですか。素案の段階で。

【工藤子ども政策企画課長】

そうなんですよ。はい。より具体的な内容につきましては、次の段階が素案という形になります。素案の中で、条例も、もう条文の形でご覧になっていただいて、ご意見いただく。計画ももうほぼ完成したような内容ですので、計画の中でもこういうことに取り組めますという書いたものをお示しして、ご意見をいただくっていうのが次の段階になります。

【川田部会長】

ありがとうございます。本当に権利の周知って話だけではなくて、擁護っていうところですね。入れるのは結構積極的な道の姿勢の表れなんじゃないかなというふうに私は感じるんですけど。というのは、夏って結構いろんな私、道内いろんなところ行脚してですね、親、保護者向けの話だったりとか、保育者とか、先生たち向けの話でいろんなところでしているんですけど、一般の保護者で子どもの権利条約を読んだことがあるっていう人はほぼいないです。

だから、まず、この周知と抱き合わせて、さらにその後にはその擁護っていう事もつなげて、ここにひとつ柱を立てるっていうのは大事じゃないかなというふうに思いますので、柱立てとしては、積極的な姿勢なんじゃないかなと思いますけれども、具体的な中身、それじゃあどうやって擁護するのかっていう事については、先ほどのようなアイデアが必要か

など思うんですけれども。

今の権利擁護のところを含めまして、その他のところでもしご意見等があればお願いしたいのですが。

ちょっと私の方からひとついいでしょうか。「責務等」というところにいろいろなカテゴリーがあるんですけれども、例えば、学校の先生などは学校関係者ですよね。保育士さんとか幼稚園教諭とか先ほどの話もあったように、そういった本当にこどもの身近な権利に関わっている方々っていうのは事業者に入るんですか。それとも一番下の支援者に入るんですか。

【工藤子ども政策企画課長】

今お示しをしている資料の2の2ページ目のところ。学校関係者「等」と入っておりますので、関係する機関、保育所、幼稚園、含めてこの学校関係者等の中に入ってくるようになるのかなと思います。

【川田部会長】

その他、例えば、学童であったりですね、塾、習い事などかかってなってくると、事業者だったり、支援団体だったりするんですかね。

とにかく今、こどもたちが家庭外で関わるような場所っていうのが非常に多様になっていて、さらに長時間になっていて、やっぱり、人権が知らない間に損ねられている可能性のある場所って非常に多岐にわたっていると思うんですよね。なので、こういった広く、「自分に関係ないではありませんよ」ということは良いかなと思うのと、一方で、「基本的施策」のところ、「こどもを支える体制整備」は、支える体制整備がやっぱり大事なところで、黒字のところですけど、「関係機関及び道民との連携体制の整備」というときに、この中に入っているのかなと思うんですけど、そのこども基本条例、要するにこどもの権利を守るためには、こどもに一番身近に接している子育てをしていたり、支援をしている人たちの人権をしっかり守って、ゆとりを持って仕事ができるような体制をつくっていかないと、精神論だけはいかないと思いますので、さっきのその保育士が足りないっていう話であるとか、そういったことも含めて、この中に含まれているのかなと思うんですけれど、ちょっと要素としてはやっぱり含んでおいた方がいいのではないかなと。その関わる人たちへの支援っていう支援者支援です。

そういう支援がちょっとマトリョーシカ人形のようにですね、入れ子にならないと誰かどこかに無理がいくということになるので、もう少しその辺の視点も必要かなと思いました。

【工藤子ども政策企画課長】

はい。ありがとうございます。条例にはどこまで書き込めるかっていうところあるんです

が、今、部会長がおっしゃっていただいたような具体的な視点ですとか、そういうものについては、これと同時に計画、条例に基づいて計画を作ってまいりますので、より計画の方には具体的に書き込むこととなります。

そうしたことから、今のような視点、こういう視点が必要ではないかというような、お気づきの点がございましたら、参考にさせていただきたいと思います。

【川田部会長】

ありがとうございます。その計画もちょっと含めて、こういう視点が必要ではないかというような話も含めて、こども計画の方も含めてと思うのですが。時間的にはまだ大丈夫ですね。田中委員お願いします。

【田中委員】

計画の方で少しちょっと外れたことも話すかもしれないんですけども、やっぱり4つ目の、私は学校にいます、こどもの貧困と、あと虐待関係のことヤングケアラーがすごく気になるところです。これははっきり言って、表立って出てきません。

新聞報道でもありますように、なかなか相談窓口を作っても、相談する人がいない。なるべくこどもたち、隠そうとしますし、虐待なんか特にそうかなと思っています。

それで、要望なんですけれども、ただ窓口を作るだけでは、多分、なかなかこの解消は難しいかなと思っています。これだけ基本条例等、たたき台をしっかり作られるのであれば、この先のことも少し考えていただいて、結局、これリンクしているというか、貧困になって、犯罪に手を染めるという子も増えてきていますし、私、助産師の友達がいるんですが、病院でも性虐待が発見されることも多くてということもあるので、さっきの連携関係ではないですけど、病院とかとの連携も必要になってくるのではないかなと思うので、様々な方向からこどもたちを守るっていうんですかね、やっぱり一番ここが学校に勤めている者としては、大変気持ちが落ちるといって、悲しくなるところですので、是非、そういうところ。

あと、貧困のことで、ちょっと少し前に話題になったんですが、高校入試に合格したのはいいんですけども、合格した後に、パソコンも自分で買わなきゃいけないっていうことになって、その家庭ではそのパソコン買うお金がないから、結局そのせつかく受かった高校を断念したっていう子がいるという話を聞きました。

もしかしたら、いろんな（制度を）使って、うまく補助とかされたりとかできたかもしれないんですけど、それができなかったのは、やっぱり情報が足りないというか、そういうのが、権利条約をほとんどの人が読んでないのと同じように、作られたものを私はわかってないということがすごく多いなど、そういうことを触れられないということが多いなどと思うので、できればそういうことも解消できるような具体策を作っていただけたら大変助かるかなと思います。以上です。

【川田部会長】

はい。ありがとうございます。この点について道の方からあれば。

【和田子ども家庭支援課長】

子ども家庭支援課の和田でございます。

すいません。ご意見・ご指摘等含め、いただきましてありがとうございます。

貧困の部分に関しては、そういった実態も踏まえ、どのような施策、支援策があるのか、周知方法も含めて、今後の計画づくりの中で具体的にどうすべきか、今のご意見を参考にさせていただきながら、十分検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【野邊虐待防止対策担当課長】

虐待防止対策担当課長の野邊と申します。今、お話のありました、ヤングケアラーの関係と虐待防止の関係につきましても、いただいたご意見を踏まえて計画策定にあたって検討させていただきたいと思っております。

【川田部会長】

いかがでしょうか。

【田中委員】

要望だったので。

【川田部会長】

今のところに絡んでちょっと思ったんですけれども、今夏休みですよ。

やっぱり、この長期休みのときの食の問題っていうのが、今の貧困の問題、ヤングケアラーの問題、孤立の問題、いろんなことと絡まっていて、北海道と言えばやっぱり「食」で考えると、このこども基本条例、こども計画という中に、北海道だからこその食の支援っていうようなものもあるとすごくわかりやすいし、何かできないかな。その休みのときでも、食べに行ける。そういうものがあると、すごく困る人は誰もいないので、困る人というか非常に総合性があると思うんですよ。「食」ってコミュニケーションとか、そういうことも居場所づくりっていう中に、なのかわかりませんが、これ北海道だけでも全国的に親の悩みであるし、こどもの悩みでもあるし1日1食、給食だけがまともな食事っていうこどもたちも少なくないんですよ。多分、クラスに数人いる状態を考えると、ここはやっぱりなんとかしたいなと思います。

はい。他いかがでしょうか。山田委員。

【山田委員】

今の食のつながりで、何度か同じことを発言してきたんですけど、高校になると給食がなくなってしまうということで、ほとんどのお子さんが、高校に進学している状況で、かつ高校生の親というほとんどが働いているわけですよね。かなり成長期で、栄養が必要な時期にいきなり給食がなくなってしまうと。コンビニなり、学校の購買でパンとか焼きそばとかを買って何とか過ごしているっていうお子さんかなり多くいると思います。

いきなり全道の高校に給食を導入っていうのは、難しいのかもしれないんですけども、希望。例えば外部の業者と高校の方で提携をして、お弁当を購入できるなら栄養がきちんと取れるような形で家庭頼みではなく、必要な子どもには、お弁当。ちゃんと栄養のあるお弁当が注文できるとか、そういった体制を今の共働きの時代に合わせて、高校の給食を見直していく時期だと思いますので、そういった視点も入れていただけるといいなと思っております。

というのが一点と、先ほどの子どもの権利の周知・擁護のところ、道としてできるというところを考えると、確かに津々浦々できめ細やかに相談に応じるというところよりは、まずは周知をきちんと図っていくっていうところ、すごく大事なのかなというふうに思いました。

子どもたちに届けるというところを考える。あと、子どもに接する教員ですとか、学校関係者の方たちに届けていくっていうところを考えると出前授業的なプログラムを充実させて、研修という形なのか、子どもたちについては、出かけて行って、新しいこの法律なり、条例の事なり、わかりやすく伝えていくっていう機会をもっともっと多くあるといいなというふうに思いました。

子どもたち自分が権利の主体であるっていう意識を持っている子ども本当に少ないと思いますので、ルールがあってそれを守らなければならないという意識の子どもが非常に多いなと思います。なので、そこについて、是非、子どもたちがそういう意識を小さい頃から持てるようにそういったプログラムを多く準備していただくとありがたいなというふうに思いました。

あと、先ほど報告ときにちょっと意見が出ていた男性の育児休暇の取得率、ここがあの目標をやっぱり目標を変えていくところなのかなと思いました。さっきのアンケートの結果については、皆さんは「あ〜」っていう感じで下向いたり上向いたりしていたかと思うんですけども、どう過ごしたらいいのかと。育休を取ったときに、どのような生活をして、どういうサポートをしていったらいいのかっていうことを考える素材を提供していく必要があるのかなと思いました。

大手の企業だと、企業自体が従業員の福利厚生ために育休を取る前にそういうプログラムを提供してですね、これからどう、その育児と仕事を両立していくのかっていうことをパートナーの方も含めて、その講座に参加をしてもらって、一緒に考えていく機会を提供しているっていう話を友人から聞きまして、すごくいい取組だなというふうに思いました。

なので、強制することはできないにしても、これから育休取るっていうときに自分は何をして、どう過ごしたらいいのかなっていうことを考える機会になるような、それもプログラムなのか何なのか、参加型で学べるような機会があるとより充実した取得につながるのかというふうに思いました。

【川田部会長】

すいません。さっき高木委員、手を挙げてくださった。お声出るかな。

【高木委員】

ありがとうございます。大丈夫です。

【川田部会長】

お願いします。

【高木委員】

資料の「責務・役割」のところに「こども・子育て支援団体の役割」を明確にするというところがあると思うんですけど、ここすごく大事だなと思って、北大もそうなんですけど、札幌って大学生多くて、いろんなボランティア団体がママさん助けたいみたいな団体がたくさんあるんですけど、やっぱり、学生がこうやるとなると、ちょっと的外れなこともあったりで、そこは学生の団体が何をすべきなのか明確にして、そこを限定で助成金を出すとかしていただくと、そのボランティアサークルはそこを通してみたいな感じでうまくいくんじゃないかと思います。

今も学生団体向けの助成金、wacco は存じ上げていて、すごくありがたいなと思っています。以上です。

【川田部会長】

はい。ありがとうございます。よろしいですか。

【森子ども政策局長】

ご意見ありがとうございます。先ほど山田委員からもいただきましたけれど、少子化、なぜ出生率が増えないかっていうときに以前に明石さんからもご指摘あったかと思うんですけども、子育てに対しての不安とか、負担感みたいなものが、もしかすると先行してしまうと、こどもを持つということについて非常に消極的なマインドになってしまうということがあるかと思います。

例えば、育休についても、先ほど来、出てますけれども、川田先生がおっしゃったとおり、

困る人が増えて、替わっていただけであれば何の意味もないということをおっしゃられましたので、やはりその育休を取得していただく、子育てがより楽しみになる。お父さんお母さんにとっても、それが「大変なことだ」ということではない発信の仕方というものをしっかり考えていかなければいけないのではないかと思いますし、高木委員からお話ありました関わる団体、関係する皆さんに、しっかり、やはりそのこどもの権利ということが、意識が浸透していけば、適切な関わり方ということ、こどもと一緒に考えていけるようになるだろうと思います。まだこれから先になりますけれども、少なくとも条例についてはそういった理念が浸透するように、北海道としてもこの条例を作っていきたいというようなことを今、改めて感じさせていただきました。

それから、すみません。先ほど私、1700件ぐらいアシストセンターさんありますよっていうふうに申しあげましたけど、正確にはですね、今活動状況報告書を見ましたら、相談件数としては、実件数が令和4年が1136件、これは手法を問わずということで、延べ件数が2705件ということで公表されておりましたのでこちらについてお知らせしたいと思います。以上でございます。

【川田部会長】

ありがとうございます。

条例や計画ということについて、山下委員、障がいを持っているこどもたちの視点とかからしたときに何か柱立て的に足りないなとか何かちょっと視点として欲しいなとか、もしお気づきのところあればお願いします。

【山下委員】

山下です。どうもありがとうございます。

とてもこの条例案を見ていて、何か明るいというか、なんかすごく嬉しいなと思って見ていました。

そこで、周知っていうお話があったんですけど、そこは、こども自身への周知ということもきっと含まれるんだろうなと思うんですけども、いわゆる僕が関わっている発達障がいのあるお子さんたちだと、当然どの子も違うというところがあるんですけども、みんなは、僕と違うということをおわかってないというかですね、例えば、読み書きの困難がある子がいたとして、その子は他の子は普通に読めている状況でも、その子にとってはとても大変な状況があるってなると、僕の努力不足だって思って、権利を主張するというかですねそういうことが阻まれるってことがあるかなと思っています。

そのときには、周りの支援者が「あなたの権利なんですよ」ってことを伝えると同時に、例えば、具体例として、こういうことは自分の権利擁護、自己権利擁護というんでしょうか。セルフアドボカシーみたいな考えで主張することが大事なんだっていうことを、ちっちゃいうちから丁寧に伝えていくってことが重要ななと思ってました。

なので、周りへの周知ということもそうなんですけれども、是非、ご本人に対して具体的に特に障がいのあるお子さんたち、こどもたちだとしたら、なかなか理解できない部分もあるかなと思うので、そこを通訳できる人と共に一緒に考えていくような機会があれば、より深まるのかなと思って聴いていました。

なかなか難しいことだと思うんですけども、その核になるのがどなたかなと思って見えていました。

計画案、話がちょっと飛ぶかもしれないんですけども、計画骨子の中のライフステージ別の重要事項の中に、「学童期・思春期」のところに「こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等」って書いてあるんですね。耳が痛い。「再生」っていうことは死んでいるのかなと。ちょっと言い過ぎましたけど、そこをどう捉えていくかっていうことの中に、もしかしたら、そういう権利のこどもの権利についての教育って先ほどおっしゃっていただいたものも含まれてくるかなと思って聴いていました。

是非、こどもへの周知、こどもがわかりやすいような周知をしていただければいいかなと思います。以上です。

【川田部会長】

はい。ありがとうございます。この間、この部会のさらに下にワーキングを作って、さまざまな形で伝え方のいろんな工夫をいろいろ議論してきた経緯もございますけれども、そこに山下先生も入っていただいていたんですけども、何かそういう取組一つひとつが結構伝わっていくといいですよ。出して一方ではなくて、もっといいアイデアがあれば教えてほしいというような事も含めて、コミュニケーションがやっぱりすごく大事なポイントになるのかなと思うんですけど、さっきの調査とか思うんですけどね。

山下さんありがとうございます。そうしましたら17時になる。大体そろそろこの議題についてはと思うんですけども、いいですか。

はい。それでは、ただいま委員の皆様から様々なご意見、ご指摘をいただきましたのでこれを踏まえまして事務局で骨子案について検討をしていただきますようお願いいたします。

この骨子案については、事務局の方でこれから修正などをしていただいたものについては、部会長の私の方で確認をさせていただくという形で、ご一任いただけたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

続きまして、報告事項に入ります。「こどもの意見反映に関する有識者ワーキンググループ開催状況について」事務局から説明をお願いします。

≪報告事項≫

【菅谷主幹】

子ども政策企画課の菅谷と申します。よろしくお願いいたします。

資料 6 でございます。資料の中に入る前にワーキンググループの目的や位置付け等、改めて説明申し上げます。

このこども施策部会が付託した事項を検討するために部会の下に本年 5 月に設置されたものでございまして、検討事項は、道が今年度実施する 2 つの事業の実施に係る助言等になっております。

2 つの事業、1 つ目が、「こどもの意見反映推進事業」で、道の施策に係る 10 のテーマについて、インターネット上のアンケートや、実際に学校に出向いての直接対話により、こどもから意見をもらい、道政への反映を検討するものです。

事業の 2 つ目が「こども向けパブリックコメント」でございまして、道の各部局での計画策定や、条例制定等にあたりまして、広く道民の意見を聴く「パブリックコメント」の取組を、こども向けに行うものでございます。

本ワーキンググループでは、これら 2 つの事業について、例えば学習到達度などを踏まえた専門的な見地から、こどもに聴く意見のテーマ設定などの事業内容に係るご意見ですとか、こどもに意見を聴く際にこどもに読んでもらう資料がより分かりやすいものとなるよう、表記や記述の在り方についてのご助言などをいただいていたところでございます。具体的な開催状況としましては、資料 6 の上段にまとめてございますが、例えば、「こどもの意見反映事業」における対面実施時の説明資料についてという審議事項が方々でございますけれども、こちらでのご助言によりまして、より分かりやすくなった資料が「こどもの意見反映推進事業」の直接対話の場などで、活用され始めているところでございます。

審議体制は、資料の下段に掲載してございます。構成員は、この部会の長が部会委員の中から指名する方と、WG の座長が必要と認め参加いただく方になっておりまして、現在、4 名となっております。

部会からは、川田委員、高梨委員、山下委員の 3 名が指名されておりまして、また、必要と認められてのご参加は、NPO 法人 kacotam の高橋代表で第 3 回からメンバーに加わっていただいております。皆様お忙しい中、多大なるご協力をいただいております。おかげさまで、事業の円滑な実施につながっているものと考えております。

今後の検討事項としましては、事業の進捗度に応じたものになりますけれども、意見反映推進事業において、こどもたちからいただいた意見へのフィードバックの在り方等についても、ご検討いただくことを考えておりまして、年度内は概ね月 1 回程度開催とする予定でございます。私からは以上でございます。

【川田部会長】

ありがとうございました。ただいまの説明内容についてご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それではこれで予定されていた議事はこれで終了となりますが、事務局、委員の方から何かご発言等ございますでしょうか。

【山田委員】

すみません。遑ってしまいます。先ほど、ワーキングのことについてなんですけど、もう少し具体的にどんな意見が出されて、どう改善していこうというようなアイデアが出ていたか、もう少し教えていただけたらと思いました。

【菅谷主幹】

例えば、資料の色使いですとか、それから表現でこどもさんに伝わりづらい表現というのが、委託事業者とか担当課から作られた資料の中に見受けられたりしたということで、そういうのを改善のご意見をいただいているというのがございます。

【川田部会長】

ちょっと補足いたしましょうか。ずっと入っているの。

今言っていたものが多いですけれども、例えば、山下委員のご専門で言えば本当に文字の大きさとか、フォントの形、色使いとか、情報量が多さとかそういうようなものが障壁になっちゃうんですよね。伝えたい人たちに伝わらないから、中身よりまずちゃんと形をわかりやすくデザインすること。

それから、ちょっとしたイラストなんかも対象年齢のこどもから考えると、幼すぎるだろうっていうようなイラスト。そういうようなものじゃなくて、ちゃんと対象年齢の人たちに合ったイラストなど変えていくことであるとか、それから、表現の具体的な中身、その表現の伝わりやすさ、それからもう少し書類だけではなくて、今、これから進められている対面実施の際の進め方であるとか、そういったようなところも含めて、業者も入りながらやり取りしながら、当初案を修正するっていうことをこの間やってきました。

最初の頃の書類からすると、4回やったあたりは結構良くなっているのではないかと思いますので、ビフォーアフターをまたどこかでお披露目できると良いのではないかなと思います。

【山田委員】

ありがとうございます。前回、非常にここが肝じゃないかということで様々な意見が出たところだったと思いましたので、伺いました。Kacotam の高橋さんにも入っていただいたり、外部の意見を是非、取り入れて伝わる内容にしていっていただければと思っていますの

で、よろしく願いいたします。

【川田部会長】

はい。ありがとうございました。その他ご発言等ございませんでしょうか。事務局の方は大丈夫ですか。

それでは、本日の議事を終了したいと思います。進行を事務局にお返しいたします。

《閉 会》

【久保課長補佐】

川田部会長、各委員の皆様におかれましては、長時間にわたりありがとうございました。次回、第3回こども施策部会の開催につきましては、11月上旬を予定しておりまして、条例及び計画の素案についてご審議いただきたいと考えております。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

それではこれを持ちまして、令和6年度第2回北海道こども施策審議こども施策部会を閉会させていただきます。委員の皆様、本日はありがとうございました。

(以上)